

わが国の養護教諭養成課程の シラバスにおける標準予防策の検討（第二報）

落合 賀津子

伊藤 道子

北里大学看護学部

I. はじめに

学校教育法により、養護教諭は全ての小・中学校とほとんどの高等学校および一部の幼稚園・大学に配置され、児童生徒等の養護をつかさどっている¹。養護教諭の職務は、健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談、保健室経営、保健組織活動等とされている²。学校は児童生徒等が長時間集団で過ごすため、感染が蔓延しやすい。そのため学校保健安全法に「感染症の予防」の項目が設けられ^{2, 3}、感染症から児童生徒等を守る役目を養護教諭が中心となって担っている。

学校の「感染予防」については、可能な限りディスプレイ製品を使用し廃棄物は手袋装着をする養護教諭もいるが、鏟子を消毒後水道水に浸漬して空中落下細菌を防ぐという養護教諭もおり⁴、感染予防に対する意識格差がある。このような状況は、養護教諭養成課程における感染予防に関する教育の中の標準予防策に関する考え方の不足によるものと考えた。そこで、同養成課程のシラバスにおける標準予防策の記載の有無を含む感染予防に関する教育内容について調査することとした。なお、同養成課程において歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコースに関する分析結果は第一報⁵としてすでに報告しており、今回の報告はすべてのコースの分析結果となる。

II. 研究の目的

わが国の養護教諭養成課程のシラバスにおける標準予防策の記載の有無を明らかにする。また、標準予防策の記載はないが、同等の内容や微生物学および感染症学を理解するための特徴的な教育内容が記載されている場合は抽出し、同養成課程の教育内容の検討をする。

III. 研究方法（倫理的配慮）

1. 対象: わが国の養護教諭養成課程のシラバスのうち、webで公開されている記述とする。

2. 調査日：2015年8月～2016年11月
3. データ収集方法：文部科学省の教員免許状を取得可能な大学等のweb⁶から、養護教諭一種免許状を取得できる通学課程大学・短期大学のコースを検索する。明らかになったコースが公開しているシラバスをwebで検索し精読する。なお、調査が1年以上に及んだため、2016年11月現在において養護教諭一種免許状を取得できる大学・短期大学を対象とする。
4. データ分析方法：看護基礎教育に標準予防策が含まれているため、看護師国家試験受験資格を得ることができるコースは分析から除外する。また、短期大学専攻科についても分析が複雑となるため除外する。以上の方法で抽出した養護教諭養成課程73コースの標準予防策の記載の有無と感染予防に関する教育内容を検討する。
5. 倫理的配慮：大学名や課程名が特定されないよう全体分析のみを公表する。データはweb上で公開されている記載に限定する。なお、学校教育法施行規則第172条により、大学は掲載授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画の公表が義務付けられている⁷。

IV. 結果

1. 養護教諭一種免許状を取得できる通学課程大学・短期大学専攻科のコース背景（表1）
 養護教諭一種免許状を取得できる大学・短期大学専攻科のコース数は158コースであった。そのうち、看護師国家試験受験資格が得られるコースは79コース、短期大学専攻科は6コース、歯科衛生士国家試験受験資格が得られるコースは4コース、それ以外の教育学部等のコースは69コースであった。分析対象は、歯科衛生士国家試験受験資格を得ることができるコース4コースと教育学部等のコース69コースの計73コースとした。

表1 養護教諭一種免許状を取得できる通学課程の大学・短期大学専攻科コース(158コース)

コース		
看護師国家試験受験資格が得られるコース	79	} 分析対象 } 73コース
短期大学専攻科コース	6	
歯科衛生士国家試験受験資格が得られるコース	4	
上記以外（教育学部等）のコース	69	

2. 標準予防策の記載の有無と感染予防に関する教育内容（表2、表3）

73コース全てにおいて「感染予防」の記載があり教授されていた。教育学部等のコースで「感染予防」を教授していた科目名の多くは「看護学実習」「学校看護実習」「基礎看護学」「看護技術」「看護学」であった。歯科衛生士国家試験受験資格が得られるコースでは「歯科医療学実習」「歯科診療補助論」の科目で教授されていた。

対象とした73コース中、標準予防策の記載があったコースは14コース（19.2%）であっ

た。コースの傾向をみると、歯科衛生士国家試験受験資格を得られるコースが3コース、教育学部等のコースが11コースであった。11コースのうち4コースが同大学に看護学部、1コースが同大学に歯学部が併設されていた。記載ありの14コースを設置者別にみると、国・公立が4コース、私立が10コースであった。割合としては国・公立全コース数28のうち14.3%、私立全コース数45のうち22.2%であった。

記載のないコースは全コース中50コース（68.5%）であった。しかし、その中の9コース（12.3%）は標準予防策という記載はないものの、感染予防に関連する科目の中で、手洗いの実際と汚れを確認する実験、細菌培養実験、ノロウイルス対策としての吐物処理実習等がみられた。1コースに実験と吐物処理の2項目の記載が見られ、他8コースは1項目の記載であった。他の標準予防策の記載のない41コース（56.2%）で共通する感染予防に関する教育内容は、衛生的手洗い、消毒と滅菌、無菌操作であった。

表2 標準予防策記載の有無 () % n=73

	記載あり	記載なし内容あり	記載なし	不明	
設置者が国・公立	4 (14.3)	2 (7.1)	14 (50.0)	8 (28.6)	28
設置者が私立	10 (22.2)	7 (15.6)	27 (60.0)	1 (2.2)	45
	14 (19.2)	9 (12.3)	41 (56.2)	9 (12.3)	73

表3 標準予防策の記載なし 感染予防に関する特徴的な教育内容あり (9コース)

感染予防に関する特徴的な教育内容	項目数
吐物処理実習	4
実験（手洗い後の汚れ、空中落下細菌の培養、ふき取り検査、調理器具衛生検査等）	4
個人防護用具の使用法	1
ユニバーサルプリコーション	1

V. 考察

「標準予防策（スタンダードプリコーション）」とは、感染症の有無にかかわらず、血液、粘膜、損傷のある皮膚、汗を除く体液、排泄物、分泌物などを感染源と考え、ディスポーザブル手袋、ディスポーザブルガウンなどの個人防護具を着用して接触し、感染源に触れた医療用具も他の清潔な場所に触れないことなどが具体策であり⁸、厚生労働省から病院に対して通知されている⁹。

調査した73コース中、14コース（19.2%）に標準予防策の記載があった。歯科衛生士国家試験受験資格を得られるコース4コースのうち3コースに標準予防策、1コースにはユニバーサルプリコーションの記載があった。つまり、歯科衛生士国家試験受験資格を得られるコースにおける感染予防教育は、看護師国家試験受験資格を得られるコースと同等の内

容が教授されていると考えられた。これらの結果から、標準予防策を必ず教授する看護学部や感染予防に関して同等の教育内容を持つ歯学部が同大学に併設されている養護教諭養成コースでは、標準予防策が記載されていることが予想された。しかし、実際には、歯科衛生士国家試験受験資格を得られるコース3コースを除く11コースのうち看護学部・歯学部が併設されていたのは5コースであり、他6コースは教育学部等の医療系学部を併設しない大学であった。標準予防策を含む感染予防は、教育職員免許法施行規則で定められている「養護に関する科目」の「看護学」や「看護学実習」という科目で教授されており、医療系学部を併設していない大学であっても、担当教員である看護職者が先駆的な教育を行っていると考えられた。

設置者別にみると、国・公立全28コースのうち4コース（14.3%）、私立全45コースのうち10コース（22.2%）に標準予防策の記載があった。国・公立のコースに記載不明の割合が多かったことを考慮すると、設置者に関わらず標準予防策という言葉を用いて感染予防が教授されているコースは約2割と考えていいであろう。しかし、標準予防策の記載がない50コースのうち9コースにおいては、微生物学や感染症学等の講義や実験等の内容が充実していた。例えば、手洗いの実際と汚れを確認する実験や細菌培養実験など、微生物について体験的に理解できるような取り組みや、学校現場で実施する頻度の高い感染予防技術である吐物処理実習等が行われていた。このような取り組みをしているコースでは、標準予防策という言葉を書ラバス上記載してはいないが、同等の感染予防の内容を教授していることが予想される。つまり、感染予防の内容として充実している9コースを合わせると、標準予防策または同等の内容を教授しているコースは全体の約3割と考えられた。また、それ以外の標準予防策の記載がなかった41コースの感染予防の内容は、衛生的手洗い、消毒法や滅菌法、無菌操作であった。このようなコースにおいては、シラバスに記載がされていなくても、救急看護の「傷の手当」等の中に標準予防策の内容が包含されている可能性はあるが、今回の調査では明らかにできていない。

感染予防に関する教授内容を充実させたり、他科目において標準予防策の内容を包含させることはもちろん重要である。しかし、標準予防策という共通の用語を用いて教授することが、学生がより系統的かつ合理的に感染予防について学ぶことに繋がるのではないだろうか。

前述したように、厚生労働省は2005年に標準予防策に関して各病院に通知をしている。文部科学省が2013年に発行した「学校において予防すべき感染症の解説」の中で、標準予防策について「従来は病院内の感染予防策として用いられてきたが、近年は病院内に限らず、学校を含め、感染の可能性があるものを取り扱う場合に必要な、基本的な感染予防策とみなされるようになってきている」¹⁰と記されている。つまり、文部科学省として標準予防策を推奨していると考えられる。しかし、今回の調査で標準予防策が記載されているコースは全体の約2割と低い割合であった。今後、感染予防を中心的に担う養護教諭の養

成課程において、血液、体液、分泌物や排泄物等に含まれる感染性病原体の知識およびそれらを取り扱う技術を標準予防策という言葉を用いて教授し、学校現場で定着させることが期待される。また、標準予防策という言葉が学校現場に登場しただ数年しか経っていないことから、現職養護教諭に対する研修内容に取り入れることも必要であろう。

養護教諭養成課程では、養護に関する科目、教職に関する科目、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（日本国憲法など）の履修が定められている。後藤¹¹は「教育内容（授業内容や授業担当者の専門領域など）に細かい規定がなく、具体的な展開は各大学に委ねられているのが現状である」としている。学校において標準予防策をより推進していくために、養護教諭養成課程の教員と感染看護学を専門とする教員が協働し、標準予防策を教授するシステムを構築していきたい。

VI. 結論

1. 調査対象となった養護教諭養成課程73コースのうち、シラバスに標準予防策の記載があったコースは14コース（19.4%）であった。公・私立の設置者に関わらず、標準予防策の記載は約2割であった。
2. シラバスに標準予防策の記載がなかったが、感染予防に関する科目の中で充実した内容（細菌培養実験、吐物処理実習等）が記載されているコースが9コース（12.3%）あった。
3. 標準予防策のシラバス上の記載率は約2割と低かったことから、血液、体液、分泌物や排泄物等に含まれる感染性病原体の知識およびそれらを取り扱う技術を標準予防策という用語を用いて教授し、学校現場で定着させることが必要である。

VII. 謝辞

本調査にあたり、多大なご協力を賜りました、前北里大学看護学部教授 竹崎登喜江氏に心より感謝申し上げます。

付記：本研究は2016年（平成28年度）度 神奈川県看護協会相模原支部看護研究発表会において発表した。

VIII. 引用文献

1. 学校教育法：第37条，1947. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>（アクセス日2016年11月19日）
2. 文部科学省,中央教育審議会（2008）：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申），1-75.
3. 学校保健安全法：第1～4節，1958. <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S33/S33HO056.html>（アクセス日2016年11月19日）

4. 櫛直美, 宮城由美子, 大庭優子他 (2002) : 養護教諭養成課程における看護能力の育成－保健室における感染予防の問題点と今後の課題－, 九州大学紀要, 39 (2) : 13-22.
5. 伊藤道子,他 (2015) : わが国の養護教諭養成課程のシラバスにおける標準予防策の記述の検討 (第一報),北里大学教職課程センター紀要,1 : 73-78.
6. 文部科学省 : 教員免許状を取得可能な大学等 (平成27年4月1日現在の教員免許状を取得できる大学). http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/ (アクセス日2016年11月19日)
7. 学校教育法施行規則 : 第172条, 1947.
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22F03501000011.html> (アクセス日2016年11月19日)
8. Garner JS (1996) : Guideline for Isolation Precautions in Hospitals. The Hospital Infection Control Practices Advisory Committee. Infect Control Hosp Epidemiol. 17 : 53-80.
9. 厚生労働省 (2005) : 医療施設における院内感染の防止について (通知), 医政指発第0201004号.
10. 文部科学省 (2013) : 学校において予防すべき感染症の解説, 公益財団法人日本学校保健会, 12.
11. 後藤ひとみ (2014) : 養護教諭養成の課題と養護専門を支える学問の枠組みについて－モデル・コア・カリキュラムの検討をふまえて－, 保健の科学, 56 (6) : 375-379.